九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

博物館標本3DデータのMTA(有体物移転契約)による提供

松本, 隆史
九州大学高等研究院総合研究博物館 : 助教

深見, 克哉
九州大学有体物管理センター

三島, 美佐子
The Kyushu University Museum : Associate Professor

https://hdl.handle.net/2324/1833704

出版情報：産学官連携ジャーナル. 11 (1), pp.34-35, 2015-01. 科学技術振興機構
バージョン：
権利関係：

博物館標本 3D データの MTA（有体物移転契約）による提供

九州大学総合研究博物館は収蔵品のデジタルデータ保存やデジタルコンテンツでの活用のため、骨格標本の 3D データ化を進めてきた。博物館の権利を保護しながら、営利利用等も含めた幅広い利用者のニーズに応えるには、従来の知的財産権の考え方では不十分である。

松本　隆史
まつもと　たかし

九州大学 高等研究院／総合研究博物館 助教

深見　克哉
ふかみ　かつや

九州大学 有体物管理センター 教授

三島　美佐子
みしま　みさこ

九州大学 総合研究博物館 准教授

■はじめに

近年、3D プリンターをはじめとするデジタル造形技術が普及の兆しを見せ、家庭や学校などでも、立体物の製造が可能になってきている。立体物の形状データ（3D データ）をインターネット経由で提供することで、利用者は個々にデータを取得し、加工・出力し、目的に応じた活用をすることが可能となる。また、部品設計図や教材を 3D データによって販売するなど、商業的利用による経済的効果も予想できる。

博物館においても、収蔵品の形状を 3D データとして配信する事例は出てきており、スミソニアン博物館などが収蔵品データの配信を始めている[**1]。このような事例では、原則として、私的利用・教育目的などの非営利利用に限って、収蔵品データの利用を許可しているケースが多い。それでは、営利利用等も含め、より幅広い利用者のニーズに対して、博物館の権利を保護しながら 3D データを提供するにはどのようにすればよいだろうか。どうやら、博物館収蔵品の 3D データの提供においては、従来の知的財産権の考え方では、データの権利を保護しながら提供するのに不十分なようである。

■九州大学総合研究博物館の標本資料

九州大学総合研究博物館には、自然史標本など多数の標本資料があり、動物骨格標本も自慢のコレクションの一つである。これらの標本資料は、長年をかけて収集・管理されてきたものであり、約 100 年前の開学間もない頃から受け継がれてきたものも多くある。当館では、収蔵品のデジタルデータ保存やデジタルコンテンツでの活用[**2]のため、骨格標本の 3D データ化を進めてきた。最近では、3D プリンターでの出力に適したデータの生成も行っており、キリン、バビルサ、マレーグマなどの頭骨の 3D データが出来上がっている（写真 1）。

写真 1　サル（マカク属）頭骨の 3D データを 3D プリンターによって出力したもの

■収蔵品 3D データの保護における課題

これからデジタルデータによる立体物の流通が広がっていく中で、教育・研究

＊＊1
Smithsonian Institution. “Smithsonian X 3D”. http://3d.si.edu, (accessed 2014-07-24)

＊＊2
三島美佐子、他. 骨格標本を用いた AR 教材の有効性（予報）. 大学博物館等協議会 2013 年度大会・第 8 回博物科学会案内・要旨集. 2013, p. 23.

のためにデータを広く一般に公開していくことは、大学博物館の重要な役割である。同時に、研究や教育の成果物を元にした、産業的な活用を促進することも、大学にとって大事な役割である。大学博物館が標本データを営利利用に対して提供する際には、利用に対する相応な対価を標本資料のさらなる保護・管理に生かすことが、持続的な教育・研究活動のために必要と考えられる。

それでは、骨格標本の 3D データを提供する場合の権利について検討してみよう。多くのデータ配信サービスでは、立体物の著作権を元にして考えているケースが多いようであるが、3D データそのものは設計図とも解釈でき、著作権の対象となるか不明である。特に、骨格標本などを忠実にスキャンしたものは、自然物の複製であり、ますます著作物と見なすのは難しくなる。また意匠権などの工業所有権ともなじまない。大学による通常の知的財産権活用の枠組みでは、3D データの利用許諾や移転の実施は難しい。

■ MTA による収蔵品 3D データの提供実験

検討を重ねた結果、標本の 3D データを大学の財産として産業的に活用する際には、有体物移転契約（Material Transfer Agreement：MTA）を応用して、その利用の範囲を定めるのが適当ではないかという考えに至った。インタンジブルなデータに対して、「有体物」の考え方を応用するのは一見奇妙に思えるが、データの生成源が自然物であり、その産業的利用や研究目的利用の範囲を契約によって定めて提供するという点で、考え方に共通する部分が多い。

そこで、九州大学有体物管理センターでは、総合研究博物館の標本 3D データを MTA により提供する実証実験を開始した**3。同センターのマテリアル管理システムから、標本 3D データの利用申込を受け付けている**4（図 1）。この実験では、まず基本的な MTA の枠組みを 3D データのライセンスに適用することから始め、利用希望者から寄せられるニーズを精査して、さまざまなケースに対応できる 3D データの提供方法を検討・整備していきたい。教材の開発や、造形技術のベンチマークなどへの利用を想定しているが、われわれが考えつかないような独創的な利用の提案も期待している。

図 1　マレーグマ頭骨 3D データのマテリアル情報

■謝辞

動物骨格標本の取り扱いについて、九州大学大学院 比較社会文化研究院 田中良之教授、総合研究博物館 舟橋京子助教に専門的知見をご提供いただいた。データ化作業では、総合研究博物館 瀬戸浩貴氏にご協力いただいた。ここに謹んで感謝を申し上げる。

**3
九州大学総合研究博物館. “九州大学総合研究博物館所蔵品の 3D データの提供”. http://www.museum.kyushu-u.ac.jp/3d/index-ja.html, (accessed 2014-05-14)

**4
九州大学有体物管理センター. “有体物管理センターマテリアル管理システム”. http://mmc-u.jp, (accessed 2014-07-24)